

災廃有効利用の調査受託

復興資材提言委の事務局も

建設汚泥などのリサイクル促進に取り組む泥土リサイクル協会(事務局・愛知県稲沢市)は、国立環境研究所の調査受託業務「災害からの復興における災害廃棄物、建設副産物および産業廃棄物の有効利用のあり方に関する調査業務」を受託、東日本大震災の被災3県各県における必要資材量と災害廃棄物由来の復興資材量とのバランスの詳細調査、発生土や産業副産物の用途ごとの利用条件、要求品質の整理などに着手している。これと並行し地盤工学会が設置した「災害からの復興における災害廃棄物、建設副産物および産業副産物の有効利用のあり方に関する検討委員会」(復興資材提言委員会)の運営事務局を担当しており、これまでの経験・知識を生かして提言作成に向けた支援を行っている。

(黒岩修)

東日本大震災

災害廃棄物処理にどう臨むか

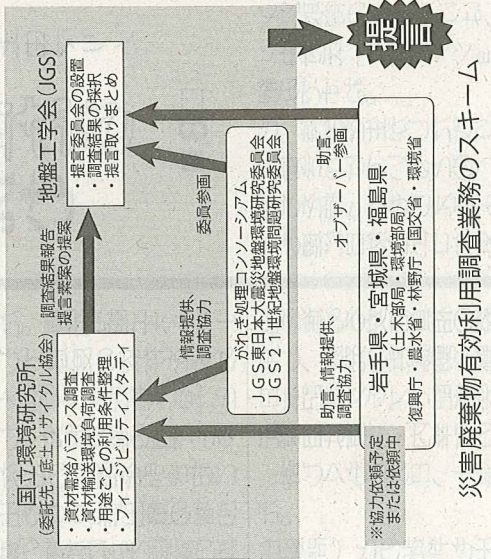
同協会は近年多発する土石流災害の復旧対策として、堆積した土砂を現地で再利用する方法などを提案してきた。こうした経緯の中で、東日本大震災の復興に関しても支援を模索、東北大学・宮城大学が中心となって立ち上げた「震災がれきと産業副産物のアロケーション最適化コンソーシアム(がれき処理コンソーシアム)の津波堆積物有効利用検討部会」に副幹事として参加してい

る。そして、今年7月に国研研から調査業務を受託した。同協会の野口真一事務局長は、「建設副産物や産業副産物の調査を行い、併せて災害廃棄物をどうリサイクルしていくべきかということを中心とするので、調査は多岐に渡っている。アイジビリティスタタテ(FS)として現地の試験工事なども実施する」と話す。業務内容は、①被災3県における必要資材量と

災害廃棄物由来の復興資材量とのバランス詳細調査②他県からの輸送によるコストや環境負荷の増

加量の算定③民間の副産物・発生土ほかの流通などに関する法令、条例などの整理④発生土や産業副産物に対し、用途ごとに順守すべき利用条

泥土リサイクル協会の取り組み



一方、復興資材提言委員会は京都大学の勝見武教授が委員長を務め、来年2月まで活動する予定となっている。すでに11月24日に第1回の委員会を開催しており、12月19日には第2回目が予定されている。

東日本大震災の災害廃棄物処理は福島県の一部を除いて今年度中に処理が終了する見通しとなったが、「処理は終わるがしっかりと再利用されたいか、再利用されたい

なければその理由は何か、それによってどういふ弊害が起こるか、再利用するにはどうすれば良いかといったことを委員会検証し、提言を取りまとめている」方針だ。「今回の提言はあくまで東日本大震災の実態に基づいたものだが、南海トラフ地震などが今後起こる可能性がある大地震の際に必ず有効なものとなる」と野口氏は話す。

具体的提言内容は今後語っていくが、その中

の一つとして「用語の定義」が挙げられている。「災害がれき」とは何を指すのか、「コンクリートがれき」と「コンクリートがれき」の違いなどあいまいな部分がある。言葉の響きが復興の障害となることもあり、もっと定義を明確にすべきという意見が出ている。また関係する法律などを整理するかも課題になっている」という。

調査・提言に当たっては岩手・宮城・福島

県、復興庁、国土交通省、環境省などの関係省庁からの助言、情報提供、調査協力を依頼。また、がれき処理コンソーシアム、地盤工学会の関係委員会、さらにはリサイクルポータル推進協議会など復興資材の利用に関する調査研究などに携わる関係団体とも連携、必要は情報提供や調査協力を要請していく。関係するさまざまな専門家の英知を集結して提言を取りまとめている。